

第2号様式（第3条関係）

2023年5月29日

（宛先）京都市会議長

京都市会議員

えくらい奈良

収支報告書の提出について

京都市政務活動費の交付等に関する条例第12条（□第1項 第2項）の規定により、別紙のとおり、収支報告書を提出します。

注 該当する□には、印を記入してください。

收 支 報 告 書

1 議員の氏名

さくらい本元

2 収支の内容

項 目	金 額	主な実績・内 容 (括弧内は記載参考例)
交付済総額 (①)	円 400,000	
支 出 準 総 額	調査研究費	(テーマ、目的等) 0
	研 修 費	(テーマ、目的等) 0
	広 報 広 聴 費	(名称、目的等) 市会報告パーキング電池代 ホームページサーバー費用 8,216
	要請・陳情活動費	(目的等) 0
	会 議 費	(目的等) 0

項 目		金 额	主な実績・内 容 (括弧内は記載参考例)
支 出 額 総 額	資料作成費	0	(名称等)
	資料購入費	0	(種類等)
	通信運搬費	52,787	(通信手段等) 電話・FAX・WiFi・自転車リース
	備品消耗品費	8665	(備品名等) ガソリン代 文具代
	人 件 費	0	(人數、雇用期間等)
	事 務 所 費	117,130	(場所等) 左京区岩倉塚町376-2-4号
	合 計 (②)	186,798	
差引残額 (①-②)		213,202	

参考文案

支出先との親族関係について

口座への振込み以外の方法により経費を支出した相手方は、特別の理由を記載したものを除き、親族等（親族、生計を一にする者並びにこれらの者又は議員が役員等の地位を占める法人）ではありません。

議員名 さくらい春志

支出調書一覧表

(旅費)

会派名又は議員名 さくらい泰広

整理 No.	支出日	使途内容	政務活動費 支出額(円)
1	4.10	木-ムベジ-サ-ハ-ド×1借用	3,666
2	4.11	市会報告用 マウ電池	1,830
3	4.12	1.8-キンジ5代	100
4	4.12	"	400
5	4.19	"	100
6	4.20	"	110
7	4.20	"	510
8	4.21	"	100
9	4.23	"	600
10	4.26	"	600
11	4.28	"	100

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 さくらい辰宏

支出年月日	2023年4月10日		整理No.	/
使途項目	調査研究費 研修費 <input checked="" type="checkbox"/> 報酬費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使途内容	ホームページ サーバードメイン費用(年分)			
按分割合	100%	政務活動費 支出額	3,666 円	
備考	1ヶ月分			
(領収書等貼付欄)				

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

〒601-1123
京都府京都市左京区静市市原町1291-24

さくらい泰弘 御中

領収書

発行日： 2023/04/10

伝票番号：4481

株式会社セブンズ

〒602-0877

京都市上京区河原町通丸太町上ル柳屋裏63

取引銀行

登録番号： T4130002007340

TEL : 075-254-7807

FAX : 075-254-7798

領収日： 2023/04/10

単位：円

44,000

但し　ドメイン・サーバー費用として
として上記金額正に受領いたしました。

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 営 (一般用)

会派名又は議員名 さくらい辰彦

支出年月日	2023年4月11日	整理No.	2
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	市会報告用マチ電池		
按分割合	100%	政務活動費 支出額	(-830) 円
備考			

(領収書等貼付欄)



2023年04月11日

領 収 証

さくらい辰彦

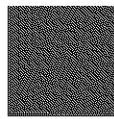
金額 ¥1,830

但し

消費税等166円含んであります

株式会社 エディオン
(住所)
大阪府大阪市北区中之島二丁目
3番33号

No.30201803、 宝ヶ池店	
電話番号 075-707-5811	
支払	現金
クレジット	0
ギフト券	0
ポイント	0
振込	0

10%対象 ¥1,830
10%対象消費税 ¥166

お買上明細書

発行日 2023年04月11日(火) 10:45

店舗 10583 宝ヶ池店

TEL. 075-707-5811

レジ担当者 :

販売担当者 :

No. 10583-302-018034 POS: 302

電池

マグセル

LR20(BD)4P

4902580181321 1 ¥607
(総額引クーポン ¥33)

電池

パナソニック

LR20NJ/BSW

4549077696531 1 ¥1,223
(総額引クーポン ¥67)

クーポン

ご利用

77リ-1001ビキ

2600052011614 1 ¥0

- 注1 使途項目の欄は、該
2 領収書等貼付欄に貼
別紙に貼付してください。

上記「お買上明細書」の金額はお買上金額を表示するもので、領収金額とは異なる場合がございます。

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 帳 (一般用)

会派名又は議員名 さくらい秀太

支出年月日	2023年4月12日	整理No.	3
便送項目	調査研究費 研修費 広報費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 過信運搬費 備品消耗品費 人材費 事務所費		
便送内容	市政報告活動 パーキング代		
按分割合	100%	政務活動費 支出額	100 円
備考	(領収書等貼付欄)		

領収書

株式会社コンセプト

車票 No.10

入庫時刻 04月12日 08時02分
精算時刻 04月12日 08時41分受領金額 100円
2023年04月12日08時41分 発行登録番号T2
130001023547
消費税10%込

当券パーキング

- 注1 便送項目の欄は、該当する項目を〇で印んでください。
 2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支 出 請 書（一般用）

会派名又は議員名 さくらい辰弘

支出年月日	2023年 4月 12日	整理No.	4
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請 <input checked="" type="checkbox"/> 陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	ハーフィング代 市民相談		
按分割合	100%	政務活動費 支出額	400 円
備考			

(領収書等貼付欄)

領收書

-----車票 No.4 -----

入庫時刻 04月12日 12時54分
精算時刻 04月12日 13時49分受領金額 400円
2023年04月12日13時49分 発行

フルーツパーク下関夢倉町

- 注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
 2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書(一般用)

会派名又は職員名 さくらい原田

支出年月日	2023年4月19日	整理番号	5
用途項目	調査研究費 研修費 広報費 資料作成費 資料購入費 運送費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
用途内容	市政報告活動 パーキング代		
按分割合	100%	政務活動費 支出額	100 円
備考	(領収書等貼付欄)		

- ご利用ありがとうございました
 またのお越しを
 お待ちしております

領收証

車種04 No.59442-01 015256
 入庫日時 2023年04月19日 07時51分
 精算日時 2023年04月19日 08時41分
 駐車時間 0時間50分

駐車料金(一般車) (税込)	100円
現金計	100円
投入額 釣銭額	500円 400円

発行駐車場
旗長都パークNo.15

- 注1 用途項目の欄は、該当する項目も○で囲んでください。
 2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書(一般用)

会派名又は職員名 さくらい辰巳

支出年月日	2023年4月20日	整理番号	6																				
用途項目	調査研究費 研修費 広報文機費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 運営運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費																						
用途内容	市政報告活動 パーキング代																						
按分割合	100%	政務活動費 支出額	110 円																				
備考																							
(領収書等貼付欄)																							
<p>領收書 Times タイムズ修学院</p> <table border="1"> <tr><td>駐車料金番号</td><td>3</td></tr> <tr><td>23-04-20</td><td>07:50</td></tr> <tr><td>精算 04-20</td><td>08:45</td></tr> <tr><td>駐車時間</td><td>55分</td></tr> <tr><td>駐車料金</td><td>110円</td></tr> <tr><td>割引</td><td>0円</td></tr> <tr><td>前払</td><td>0円</td></tr> <tr><td>現金</td><td>110円</td></tr> <tr><td>釣銭</td><td>0円</td></tr> <tr><td colspan="2">NO. 187333</td></tr> </table>				駐車料金番号	3	23-04-20	07:50	精算 04-20	08:45	駐車時間	55分	駐車料金	110円	割引	0円	前払	0円	現金	110円	釣銭	0円	NO. 187333	
駐車料金番号	3																						
23-04-20	07:50																						
精算 04-20	08:45																						
駐車時間	55分																						
駐車料金	110円																						
割引	0円																						
前払	0円																						
現金	110円																						
釣銭	0円																						
NO. 187333																							

注1 用途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

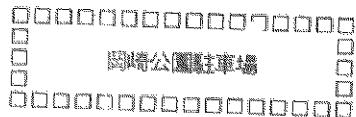
第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

全派名又は議員名 さくらい辰弘

支出年月日	2023年4月20日	整理No.	7
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請 <input checked="" type="checkbox"/> 勘情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 傷品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	パーキング代 市民相談		
按分割合	100%	政務活動費 支出額	510 円
備考			

(領収書等貼付欄)



領收証

入庫日時 2023年04月20日 09時37分
 出庫日時 2023年04月20日 10時09分
 No.03-862713 券No.11-722095

駐車料金（一般）	510円
料金計	510円
投入現金	1,010円
釣銭額	500円

ご利用ありがとうございました
 またのお越しをお待ちしております

一般財団法人 京都市都市整備公社

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出 請 書（一般用）

会派名又は議員名 さくらい藤七

支出年月日	2023年4月21日	整理番号	8
使途項目	調査研究費 研修費 広報費 廉費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	市政報告活動 パーキング代		
按分割合	100%	政務活動費 支出額	200 円
備考	(領収書等貼付欄)		

ドルフ
国際会館駅前ガレージ

領 収 証			
	2023年4月21日 08:50 繰算		
	2023年4月21日 09:09 入庫		
駐車料金	A料金	200円	
入金額		200円	
釣銭		0円	
領取金額		200円	

- 注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
 2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 さくらい辰宏

支出年月日	2023年4月23日	整理No	9
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・国情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	バーミング代 市民相談		
按分割合	100%	政務活動費 支出額	600 円
備考			

(領収書等貼付欄)

領収書

〒602-8386 京都市左京区
岡崎法勝寺町バーキング

駐車番号	007番
入庫時間	04月23日 13:02
出庫時間	04月23日 14:28
請求金額	600円
現金	600円
領取日	2023年4月23日

- 注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
 2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 さくらい辰巳

支出年月日	2023年4月26日	整理No.	10
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 邮便運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	マーチングバス 市民相談		
按分割合	100%	政務活動費 支出額	600 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

領収書

---章番 No.11 ---

入庫時刻 04月26日 14時52分
精算時刻 04月26日 16時16分受領金額 600円
2023年04月26日16時17分 発行

東大路仁王門パーキング

- 注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
 2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5表欄）

卷之三

会員名又は団体名 さくらの原作

支出年月日	2023年4月28日	整理No.	11
用途項目	調査研究費 研修費 広報宣傳費 賞賜・陳情活動費 会報費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
用途内容	市政報告活動 パーキング代		
按分割合	100%	政務活動費 支 出 領	100 円
備考			

(領收書類貼付欄)

領收正

車掌01	Na. 59442-01 015373
入庫日時	2023年04月28日 02時55分
精算日時	2023年04月29日 精算42分
駐車時間	(車庫50分)
駐車料金(一般車) (税込)	100円
現金計	100円
投入額 の確認	100円 0円

卷之三

- 注1** 個別項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第9号様式（第5表関係）

支 出 算 式

（兩處重複段落）

金派名又は譜員名

~~1551-1976~~

第6号様式（第5条関係）

支 出 請 書 (一般用)

会派名又は職員名 さくらい泰祐

支出年月日	2022年4月6日		整理No.	/
便途項目	調査研究費 研修費 広報広報費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 過帳運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費			
便途内容	自動車リース代			
按分割合	50%	取扱活動費 支出額	17,435 円	
備考	4月分			
(領収書等貼付欄)				

注1 便途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条開帳）

支 出 調 算（一般用）

会派名又は職員名 さくらい奈々

支出年月日	2023年5月2日	整理No.	2
便 通 項 目	調査研究費 研修費 広報広報費 要請・賃借活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
便 通 内 容	WiFi代 4ヶ月分		
按 分割 合	90%	取扱活動費 支 出 額	4,615 円
備 考	イオンカード		
(領収書等貼付欄)			

- 注 1 便通項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
 2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第六号様式（第五条類似）

文正書畫(一卷)

会員名又は購入者名 くらい春子

支出年月日	2023年5月8日	整理No.	3
用途項目	調査研究費 研修費 広報活動費 裁判・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
用途内容	復説・FAX代 4月分		
按分割金	90%	支 出 領	30,737 円
備考			

(領收據與賄付標)

電話料金等払込受領証		電話料金等払込受領証	
西日本ご利用分		西日本ご利用分	
ご請求先氏名 横井 勝江		ご請求先氏名 横井 勝江	
ご請求月日 2023年4月		ご請求月日 2023年4月	
お支払い方法 現金		お支払い方法 現金	
2023年 4月に請求分 金額(円) ¥24,595-		2023年 4月に請求分 金額(円) ¥9,557-	
受取人 NTTファイナンス株式会社		受取人 NTTファイナンス株式会社	
お問合せ先 (無料) 0800-3335550		お問合せ先 (無料) 0800-3335550	
印鑑欄	印鑑欄	印鑑欄	印鑑欄
印入印鑑貼付欄		印入印鑑貼付欄	

- 注1 傳送項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
注2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

請求書(西日本ご利用分)

601-11123
京都市左京区静市市原町1291-24

郵便区内特別

櫻井 泰広 様



023042101060667901



Webでのお問い合わせ先



15877

⑤ NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0076 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年4月25日発行
 発行会社 NTTファイナンス(株)
 本店: 東京都港区港南1-2-70
 お問合せ先 0800-3335550(無料)
 【着付先】
 〒536 大阪市城東区森之宮1-6
 -0025 -111 NLC森の宮ビル6F
 社用コード M30091111001 15877 15703 08 J
 01 00000910 23040501J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/ 3ページ

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
076-791-3777	2023年4月ご請求分	24,595円	2023年5月10日(水)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額

(合計)

24,595円

24,595円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の個数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もつともっと割、Web光もつともっと割、どんと割、どんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延滞されます。自動延滞をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延滞後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト【https://lets-w.com/wari/】でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

以下の部分を切り取り、当社機器のコンピュータへ読み取って下さい。
 フレッツ光回線の場合は、光回線機器の裏面に記載されている「回線ID」を読み取って下さい。

請求書（四日本ご利用分）

601-1123
京都市左京区静市市原町 1291-24

卷之三

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-3-79

卷之三



023042101060474755



卷之三



三

ご感想、NTTファイナンスをご利用いただきありがとうございました。お問い合わせはお気軽にどうぞ。

23

2

お客様電話番号 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	お支払期限 (DUE DATE)
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求金額 (TOTAL AMOUNT)	
075-791-3770	2023年4月ご請求分	9,557円
		2023年5月10日(水)

〔NTTエヌエスアイ・システムズからのお知らせ〕――――

NTTドコモ、NTTエヌ・ティ・ティ・ドコモ、NTTドコモのロゴマーク

卷之三

卷之三

卷之三

* * * NTTファイナンスからのお問い合わせ 業務課

（参考）「アーティストのための新規事業」
著者：山本 順一
出版社：株式会社アーティスト・マネジメント
発行年：2010年
ISBN：978-4-86373-001-2

（アーチー） うーん、どうも、おまえのやつは、金銭感覚が弱いみたいだな。でも、おまえのやつは、金銭感覚が弱いみたいだな。

新規アーティストからの問い合わせや、新規アーティスト登録

フレッツ光の割引サービス（光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をしない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

あります。また、解約金が発生する場合、解約を希望される場合は、必ず本規約書に記載の申込用箇所に記入して下さい。

やんせん。発生した場合は解約金は支拂うべきで、契約期間の終了までに解約した場合には解約金は支拂うべきで、契約期間の終了までに解約した場合には解約金は支拂うべきで、

、下の筋を切り取り、重複する部分を削除すると、計算過程が非常に簡単になります。

第9号様式（第5条關係）

技术规范一章

(清口益生)

会派名又は講師名 さくらい春樹

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 営 (一般用)

会派名又は議員名 さくらい春子

支出年月日	2023年4月10日	整理No.	/
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	ガソリン代		
按分割割合	50%	政務活動費 支出額	1034 円
備考			
(領収書等貼付欄)			



納品名 ガソリン代 (手書き)

上原成商事株式会社
セルフ&カーケアセンター北白川SS
TEL: 075-781-6181 SS-055707

2023年04月10日 11:33 伝票No. 3201
通番3766

様 *
61-05570-000003-001
売上 現金フリー

11200		
Rガソリン P10		¥2069
数量	12.39(L)	
単価	8167	
合計		¥2,069
(内ガソリン税)		853.8 ¥667
(内税分消費税)		¥188
(10%税込対象額)		¥2069
(10%消費税)		¥188
お支渡し		¥3,000
お金引き		¥931
1331-1331 04 2023/04/10		
上記にて領収書に替えて頂きます		

印紙税申告納
付につき中東
税務署承認済

注1 使途項目の欄は、該当する項目を□で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 告（一般用）

会派名又は職員名 *さくらい辰太*

支出年月日	2023年4月13日	整理No.	2
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	文具		
按分割合	90%	政務活動費 支出額	198 円
備考			

(領収書等貼付欄)



ワツ
白川一乗寺店 電話 075-703-6211

本店販賣本店販賣本店販賣
お買上げありがとうございます。

2023年4月13日(木) 11時 1分
POSNO.002 レートNO.02049-701565

ビデオ記録用紙一冊
¥110込
総目白封筒長形4二重9
¥110込

小計	2個	¥220
お買上げ合計		¥220
(内消費税等		¥20)
合計	¥220	¥220
お預り		¥520
お支金		¥300
10%対象	2個	¥20
消費税		¥20

販：2641819

※店頭にてレシートをお持の方のみご提示ください。



【クーポン配布中】

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 算 (一般用)

会派名又は議員名 さくらい泰祐

支出年月日	2023年4月13日	整理No.	3			
使途項目	調査研究費 資料作成費	研修費 資料購入費	広報広聴費 通信運搬費	要請・陳情活動費 備品消耗品費	会議費 人件費	事務所費
使途内容	ガソリン代					
按分割合	50%	政務活動費 支出額	1,500	円		
備考						

(領収書等貼付欄)



モリカワ商事株式会社
滋北
京都府京都市左京区
下鴨梁田町36
TEL:075-721-2630 SS:10327-14642

販賣料又は料

2023年04月13日 09:49 伝票No. 0348
取引通番 7864

現金	530-14642-0000-0002	*	10327	標
現金	0120-00	9180		
レギュラガソリン	P03		¥3000	
数量	16.95L			
単価	¥177			
(内)税込	¥53,8			

合計 **¥3,000**
(内税込消費税
¥273)

約款 1万:7000 5千:2000
4:0000000-0:0000000

係長: [REDACTED] 01
処理日付: 2023/04/13 9180-9180
100取引
精査時にかえさせていただきます。

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 さくらい泰祐

支出年月日	2023年4月17日	整理No.	4
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	ガソリン代		
按分割合	50%	政務活動費 支出額	2339 円
備考			

(領収書等貼付欄)

納品書
(領収書)売上
2023年04月17日 16:07
5円クーポン 様 添付現金241-
0-890003-99970 手8999
レギュラー P- 5 内税 10%
29.43L 1 6159.00 ¥4679
00200.00合計 ¥4,679
(内消費税等
¥425)
※上記にて領収書とさせて頂きます。105-5321 5千- 321
2023/04/17 (800003)
ベストバリューエネルギー(株)
白川店
京都府京都市左京区上高野西氷室町9-1
TEL075-721-1163
トランクNo. 0160-01 相当:
約機器修理No. 0668

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は職員名 さくらい春宏

支出年月日	2023年4月25日	整理No	5
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	ガソリン代		
按分割合	50%	政務活動費 支出額	1,500 円
備考			

(領収書等貼付欄)



(株) ペトロスター関西
セルフ修学院
京都府京都市左京区
修学院大林町13
TEL:075-701-1634 FAX:40111-44358

領収書又は書類:

2023/04/25(火) 12:15 伝票No.2134
取引番号 4050

現金フリー 様
530-44358-0000-0009 * 40111
現金フリー

012000 6527
レギュラーガソリン P10 ¥3000
数量 18.18L
単価 165
令和5年4月★ご愛顧感謝クーポン
(単価 2円引 適用済)

合計 ¥3,000
(内税分)消費税 ¥273
お預り ￥3,000
お戻り ￥0
4:0000000-0:0000000
係員: [REDACTED] 04
処理日付: 2023/04/25 6527-6527
100取引
上記にて領収書に該当させて頂きます。

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は職員名 さくらい辰志

支出年月日	2023年4月27日	整理No.	6
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	文具		
按分割合	90%	政務活動費 支出額	297 円
備考			

(領収書等貼付欄)

だんせん! タイマー
D/ISO領 収 書 正
さくらい辰志 様No.99999992-5824-7884
2023年04月27日
[担当:セルフレジ]

¥330-

(うち、消費税等 30円)

として上記正に領収いたしました
但し、売上レコードNo.:7884ダイソー 京都岩倉店
070-7577-7703

<領収証正印用紙>
 2023年04月27日(木) 12:14
 レジ No.:0003 貴:セルフレジ
 コピー用紙 (A4, 100 ¥330内
 (8110 × 3個)
 小計 3点 ¥330
 (10%内税対象額 ¥330)
 (10%内税額 ¥30)
 合計 ¥330
 お預り合計 ¥330
 お金りり ¥0


 店:005514 レジNo.:7884

- 注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
 2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 さくらい辰宏

支出年月日	2023年4月28日	整理No.	7
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	文具		
按分割合	90%	政務活動費 支出額	297 円
備考			

(領収書等貼付欄)

文具店舗 吉野三条店
 京都市中京区天性寺前町523-2 寶林ビル
 TEL: 075-223-1370 FAX: 075-223-1371
 客客取扱 領 収 書 客客取扱

さくらい辰宏 様

2023/04/28(金) 13:16 店0003 No 0066
 担当者 0015: [REDACTED]

コード	品名	数	単価	金額
4941321205063	OA和紙A4	1	330	330
10%内税対象額 (内消費税 10%)				30
合計	1点			¥330
お預り				¥530
お釣り				¥200

★ご利用ありがとうございます★
 新学期・新生活に新しい文房具を!
 お取り寄せもお問い合わせしております。
 お気軽に入りのままでお申し付けください。



0202304280066000

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 さくらい泰宏

支出年月日	2023年4月29日	整理No.	8
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	カンパニー代		
按分割合	50%	政務活動費 支出額	1,500 円
備考			
(領収書等貼付欄)			

Enejet
ドトールコーヒー
令和4年4月29日
(株)鳥丸
天王町SS
京都市左京区岡崎東天王町41
TEL:075-771-1657
2023/04/29(土)13:05
楽天ペイントカード 様
XXXXXXXXXX 12029 0000
元上 楽天ペイントカード
レギュラー
000180 ¥3000
18.41L 0163.0 L- 2 N- 4
お釣り適用(000580)
2円/L、個 お釣り 済み
小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273)
合計 ¥3,000
お預かり ¥3000 お釣り ¥0
上記にて領収書とさせて頂きます
取扱日付 : 02304297009080120097
取引日時 : 2023/04/29 13:03:19

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第9号様式（第5条關係）

文生書影

中華書局影印

会派名又は議員名 さくらい泰広

第4号様式（第3条関係）

事務所使用状況説明書

会派名又は議員名 さくらい長之

1 基本情報等

(1) 議員事務所の基本情報

所在 地	京都市左京区岩倉三室町376-2 4号 (m ²)
延べ床面積	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (調査研究活動等に使用する区画の割合 [Ⓐ÷(Ⓐ+Ⓑ)] %) 調査研究活動等に使用する区画 (Ⓐ) 75 m ² 調査研究活動等以外の活動に使用する区画 (Ⓑ) m ² 上記のいずれの活動にも使用する共用区画 () m ²
権 原	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借 【賃貸人の属性】 <input type="checkbox"/> 議員の親族 <input type="checkbox"/> 議員と生計を一にする者 <input type="checkbox"/> 上記のいずれかの者又は議員が役員等の地位を占める法人 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の者 <input type="checkbox"/> その他 ()
調査研究活動等以外の活動に係る用途との併用	<input type="checkbox"/> あり 【併用に係る用途】 <input type="checkbox"/> 後援会その他の政治団体事務所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> なし

(2) 駐車場の基本情報 ※来客用又は議員・職員通勤用に限る。

所在 地 等	京都市左京区岩倉三室町7-16 (/ 台分)
権 原	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借 【賃貸人の属性】 <input type="checkbox"/> 議員の親族 <input type="checkbox"/> 議員と生計を一にする者 <input type="checkbox"/> 上記のいずれかの者又は議員が役員等の地位を占める法人 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の者 <input type="checkbox"/> その他 ()

(3) 経費の計上状況

計上に係る経費の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 資料 <input type="checkbox"/> 電気代 <input type="checkbox"/> ガス代 <input type="checkbox"/> 水道代 <input type="checkbox"/> 駐車場代 <input type="checkbox"/> その他 ()
按分の理由	<input type="checkbox"/> 使用面積に基づく按分 <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間に基づく按分 (本説明書及び事務所使用状況記録簿に基づく場合) <input type="checkbox"/> 使用時間に基づく按分 (本説明書のみに基づく場合) <input type="checkbox"/> その他 ()

(4) 議員事務所における常勤職員の勤務状況

常勤職員の勤務状況	<input type="checkbox"/> 給与等を政務活動費から支出している職員 (名) <input type="checkbox"/> 給与等を政務活動費から支出していない職員 (名)
-----------	---

補足説明 ※「1 基本情報等」及び「2 使用内容等」の記載内容に関する補足説明を要する場合

注 該当する□には、印を記入してください。

(次頁に続く)

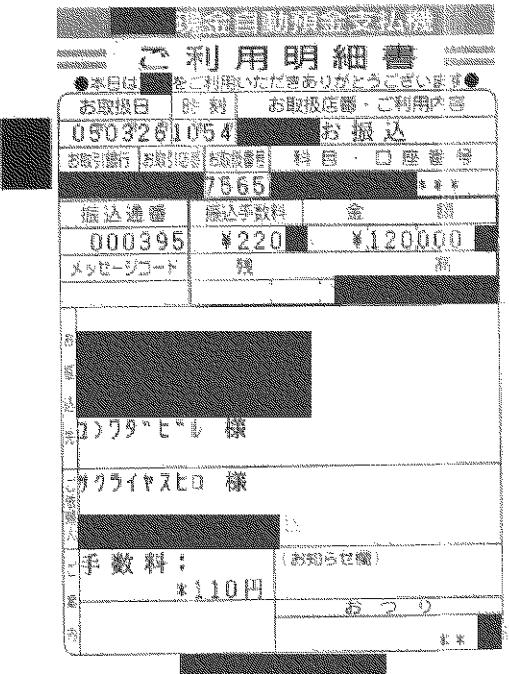
2 使用内容等

	使用時間	主な使用内容	使用割合
4月	調査研究活動等 68	資料作成・読込・整理・市民相談	100%
	調査研究活動等以外の活動 0	名簿整理・政務活動費関係etc	
5月	調査研究活動等		
	調査研究活動等以外の活動		
6月	調査研究活動等		
	調査研究活動等以外の活動		
7月	調査研究活動等		
	調査研究活動等以外の活動		
8月	調査研究活動等		
	調査研究活動等以外の活動		
9月	調査研究活動等		
	調査研究活動等以外の活動		
10月	調査研究活動等		
	調査研究活動等以外の活動		
11月	調査研究活動等		
	調査研究活動等以外の活動		
12月	調査研究活動等		
	調査研究活動等以外の活動		
1月	調査研究活動等		
	調査研究活動等以外の活動		
2月	調査研究活動等		
	調査研究活動等以外の活動		
3月	調査研究活動等		
	調査研究活動		

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は職員名 さくらい泰志

支出年月日	2023年3月26日	整理番号	/
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費		
使途内容	家賃4月分		
按分割合	90%	政務活動費 支 出 額	108,000 円
備考			
(領収書等貼付欄)			
			

- 注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
 2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支 出 請 書 (一般用)

金派名又は議員名 さくらい春六

支出年月日	2023年4月27日		整理No.	2
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 邮信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使途内容	事務所年間保証支計料			
按分割合	90%	政務活動費 支出額	1,125 円	
備考	1ヶ月分			

(領収書等貼付欄)

ご請求書

利用年月	2023年4月
年間保証支計料	15,000円
料費	
支払期限	2023年5月31日
請求年月	2023年4月
請求書番号	

領収書
岩倉三塚町376-2住定付貯店舗金額(円)
15,000

受取金

金額 15,000円

東和アシスト株式会社

受取人

請求書

横井 泰広 様

私込人

上の虚線を実線しました。
金額訂正された払込額はコンビニエンス
ストア等ではお取扱いできません。
ご受取時は必ず、印鑑と名前もの
でどちら大切に保管してください。代行会社: SMBCファイナンスサービス株
(お審査対応)

- 注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
 2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第六号様式（第5条関係）

支 出 潤 賦 (一般用)

会派名又は議員名 さくらい春太

支出年月日	2023年4月27日	整理No.	3
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	ガス代 4月分		
按分割合	90%	政務活動費 支 出 額	860 円
備考	(領収書等貼付欄)		

方及料盒送达受领证(填写完整)

卷之三十一

「うそ、おまえが何者だ？」沙織は、さすがに驚いて尋ねた。

5年 4月分 月額料金課 955
3月 11日 4月 11日 86
なつトクプラン A お支払額(円) 0
0.00円 -23.00円
220円

凶謀大奸臣：東都之變

卷之三

3 3 8 - 2 - 4

古文真賞

卷之三

總計 5 頁 20

お腹を揉いで虐待を

新編藏書記

カス料金C 0800-777-7109

（二）在本办法施行前，尚未办理登记的，由市、区县（自治县）工商行政管理部门责令限期补办登记手续。

貴德人 · 愛 · 賴國權

萬葉堂人

卷之三

三月三十日

预防暴力社会学

第二編 第二章

Phone: 0800-777-7109

「おまえがおまかせの運転免許をもつてお運び、もの上、必ず『おまかせ』

中華書局影印
新編全蜀王集

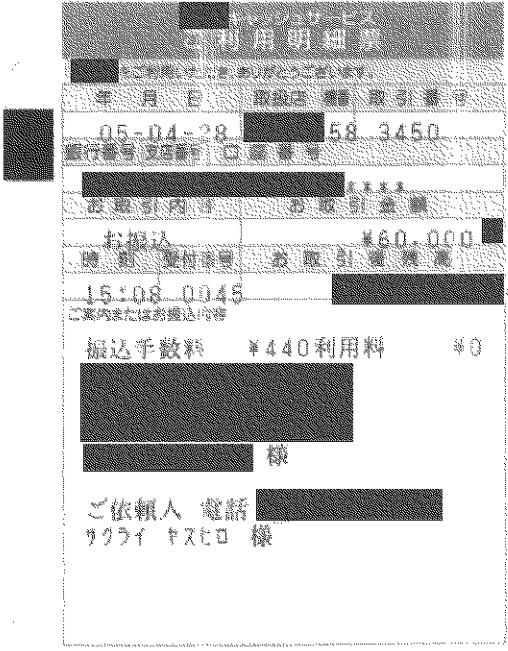
注 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

領取書等貼合標記。此種方法又稱為「標記法」。

第6号様式（第5条関係）

支出請求書（一般用）

会派名又は職員名 さくらい春子

支出年月日	2023年4月28日		整理No	4
用途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費			
用途内容	馬主車場代			
按分割合	90%	政務活動費 支出額	4,500 円	
備考	1ヶ月分			
(領収書等貼付欄)				
 <p>ご依頼人 様 リリィ キスヒロ 様</p>				

注1 用途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 帳 (一般用)

会派名又は議員名 さくらい泰広

支出年月日	2023年 5月19日	整理No.	5
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	電気代 千円分		
按分割合	90%	政務活動費 支 出 額	2,645 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

電気料金振込受領証(兼請求書)

お預込人	櫻井 泰広 様		
年月日	二〇二三年五月	料金種別	料金額
5-4	2,939 円	267 円	
		3024年4月25日	
送付場所	京都市左京区岩倉三宅町376-2-4	送付者	電気料金受取部
3-1	101		
+269.66円	348円	料金発行手数料	220円

ご使用場所：京都市左京区岩倉三宅町376-2-4

ご連絡先：京都市左京区岩倉三宅町376-2-4

お支払期限日：5月26日 本票有効期限日：5月26日 2023.5.19

本票は、6月、6日までコンビニエンスストアにて
お取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のあらすじを必ずご確認ください。
最大申込不要

京都料金センター 直通番号 0800-777-8810

いつもご利用いただきありがとうございます。
この用紙でのお支払いは、金融機関(ゆうちょ銀行含む)・コンビニ
エンスストアでお取扱いできます。
(詳細については裏面をご覧ください。)

606-0022

京都市左京区 岩倉三宅町 376-2-4



櫻井 泰広 様

0501 0006268

06262# [REDACTED]

(001)

本書作成年月日：令和 5年 5月 1日

お支払期限は月～金曜日(祝日を除く)の8：00～18：00とさせて
いただいております。送達、支店、出庫、販売においても、お邊や
お窓からお預りの場合は18：00までお取扱いしております。
一部店舗で取扱いを終了しております。

600-8531 関西電力株式会社
京都料金センター
電話番号 0800-777-8810

電話でお申込みの際は番号をよくお確かめの上、必ず「0606」
からお掛け下さい。

同一店の複数電話からは、ご利用いただけない場合がございます。

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

自動車保管場所(車庫)賃貸契約書

賃借人 [REDACTED] と賃借人 桜井 繁氏との間に、次のとおり自動車保管場所(車庫)賃貸契約を締結します。

第一条 賃借人はこの所有する次に表示の自動車保管場所(車庫)を賃借人に賃貸し、賃借人はその所有する自動車の駐車(停車)の目的をもつてこれを賃借します。

- 一、自動車保管場所(車庫)の所在地 京都市左京区岩倉山陽町七の十六番地
- 二、自動車台数 番号を番
- 三、自動車台数 特定車一台 (軽自動車)

第二条 賃料は毎月金 五千円(毎月未満の賃料は日割り計算)とする。賃借人は毎月月末までに翌月分を賃借人の住所に持参または恒定する金融機関に振込み支払うものとします。

第三条 契約期間は令和三年六月一日から令和五年五月三十一日までとします。

ただし、当事者協議のうえ契約の更新をする場合は別途のとします。

第四条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃借人は、債務をしないで單独にての契約を解除することができるるものとします。

- 一、賃料の支払いを怠つたとき
- 二、賃借人のために管理規則に違反したとき
- 三、その他この契約に違反したとき

第五条 賃借人は賃借人のために管理規則に従つて保管場所(車庫)をその用途に供する目的で使用しなければならないものとします。

第六条 賃借人またはその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所(車庫)の隣接地の施設や自動車または該当施設や保管場所(車庫)の他の自動車に損害を与えたときは、賃借人は手数料にその損害を賠償するものとします。

第七条 賃借人は、保管場所(車庫)に在る賃借人の自動車について、賃借人の責任に基づかないで発生した火災、水災、事故、盗難等による損害についての責任を負わないものとします。

第八条 各当事者は、少なくとも一ヶ月前の予告をもつて、この契約を解約できるものとします。ただし、賃借人は予告に代え一ヶ月の賃料相当額を賃借人に支払つて即時に解約することができるものとします。

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書式面を作成し、各自署名押印のうえ、各章面を持持します。

令和三年五月一日

賃借人 桜井

氏名

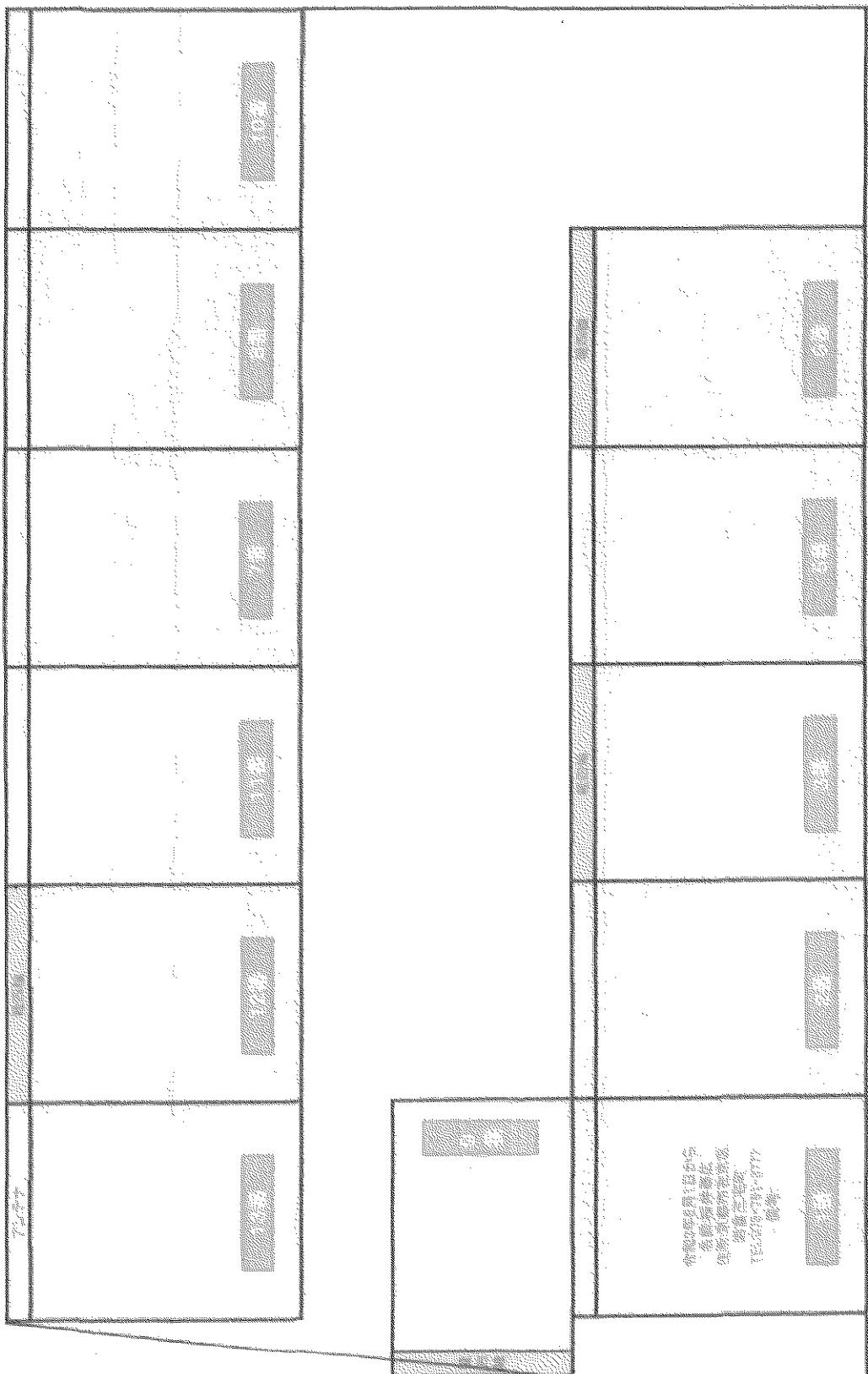
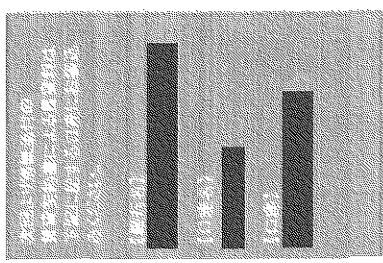
賃借人 桜井 繁氏 京都市左京区岩倉山陽町七の十六番地

氏名

桜井 繁氏

岩倉駐車場配置図【所在地：京都市左東区岩倉花園町7-16番地】

更新日：2021/5/11



道譲

入口



賃貸借契約書

貸主

有限会社 和田ビル

様

借主

櫻井 泰広

様

令和3年4月20日

取引業者名

株式会社 L a p l u s

事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 有限会社 和田ビル 様（以下「甲」という。）と借主 櫻井 泰広 様（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

	名 称	岩倉三宅町376-2住居付店舗	階 号室	
建 物	所在地	(住居表示) 京都市では住居表示を実施しておりません。	区画番号(4号)	
	(登記簿)	京都府京都市左京区岩倉三宅町 376-2		
	構 造	鉄筋コンクリート造／スレート葺き／3階建／全(4)戸		
	種 類	店舗・共同住宅	新築年月	昭和61年7月
	面 積		75 m ²	
附 属 施 設	前面駐車場1台駐車可能			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年4月20日から令和6年4月19日まで(3年)

目的物件の引渡し時期

令和3年4月20日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 120,000円 (別途消費税相当額 円)	礼金	240,000円 (賃料2ヶ月)
更新料	新賃料 1ヶ月 120,000円	賃貸保証料 保証料等	興和アシスト株式会社 初回賃料の1か月分。 1年更新更新保証料15,000円

その他の条件 振込手数料は賃借人の負担とする。

貸すする側	鍵No			
	本 数	本	本	本

賃料等の支払時期 毎月分を毎月27日まで

賃料等の 支払方法	振 込	振込先金融機関名: 預金: 口座番号: 口座名義人: 有限会社 和田ビル
	持 参	持 参 先
	口座引落	委託会社名

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	[REDACTED]
	(自宅)TEL	[REDACTED]
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	[REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	有限会社 和田ビル
	住所	京都市左京区下鴨下川原町46-5号
管理業者	商号又は名称	株式会社 京都大吉不動産販売
所在地	京都府京都市右京区太秦一ノ井町22-107	TEL. 075-366-6977
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号()第号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用す るものにチェック し、その右欄 に所定の事項を 記載する)	連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
	家賃債務保 証業者の提 供する保証	種類	[REDACTED]
		家賃債務保 証業者名	興和アシスト株式会社
	家賃債務保 証業者の提 供する保証	主たる事務 所の所在地	大阪府大阪市中央区道修町1丁目5番18号 朝日生命大阪道修町ビル 5F
		家賃債務保 証業者登録 番号	国土交通大臣(1)第44号

頭書(8) 更新に関する事項

[REDACTED]

頭書(9) 特約事項

一、退去月については賃料の日割計算を行わないものとする。
二、本物件は現状渡しとし、現状の設備の修理、交換、撤去は賃借人の負担において行うものとする。
三、賃借人は退去の際、新たに設置・搬入した什器、備品、設備、造作等については撤去するものとする。但し、賃貸人が残置を認めた場合はこの限りではない。
四、本物件の看板、広告など建物の外装の新設、又は変更に関しては、賃借人の責任において所轄の建築課及び消防署等と協議の上施工することはもちろんの事、賃貸人に事前に図面及び工程表を提示して説明の上、賃貸人の承諾を得てから施工することとし、退去時には原状回復工事を行うものとする。
五、賃借人は契約期間中、賃貸人の指定する賃貸保証会社(興和アシスト株式会社)との賃貸保証契約を継続して契約することとする。
六、賃貸人は契約期間中、借家人賃償特約付の火災保険に継続して契約するものとする。以下余白。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が署(記)名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	商号	京都市左京区下鴨下川原町46-55番地
	代表者	有限会社和田ビル
	所在地	代表取締役 和田早苗 TEL 075-791-2200

乙・借主	氏名	櫻井泰広
	住所	090-3614-9333 京都市左京区鴨川原町46-55

丙・連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度額	内

宅地建物取引業者	立たる事務所所在地	京都府京都市中京区坂本町686-2 マルタカビル2F	立たる事務所所在地	
	商号又は名称 代表者の氏名	株式会社Laplus 松井 篤	商号又は名称 代表者の氏名	
免許証番号	京都府知事(2)第13526号	免許証番号	()第 封	
免許年月日	令和1年11月19日	免許年月日	平成 年 月 日	
氏 名	大谷 慶平	氏 名		
登録番号	京都 第032054号	登録番号	第 封	
業務に従事する事務所名	株式会社Laplus	業務に従事する事務所名		
事務所所在地 TEL	京都府京都市中京区坂本町686-2 マルタカビル2階 TEL. 075-323-2858	事務所所在地 TEL	TEL	

*印は原則として実印

*この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならぬ。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 貸料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新貸料額と旧貸料額との差額を、保証金に補填するものとする。

4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 傷計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の**ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

一 銃砲、刀剣類又は爆発性、易燃性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三 騒音等の迷惑行為を行うこと

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること

- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
- 二 この責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき

- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならぬ。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならぬ。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の损耗及び本物件の経年劣化を除いて、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

- 第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 丙は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- ・ 賃料等支払い方法の変更
- ・ 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的的重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

- 第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)114.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
 - 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する限度額を限度とする。
 - 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる丙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は抵保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は抵保権の実行の手続の開始があったときに限る。
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
 - ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は甲が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号の乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。

六 内の請求があったときは、甲は、内に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賃償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の財産として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するため必要な手続きをとらなければならない。
- 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責めにより前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を用け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が効力に及んだしたものとみなす。

（免責）

第22条 地震、火災、漏水等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

（協議）

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（合意管轄裁判所）

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審管轄裁判所とする。

（更新に関する事項及び特約事項）

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

ご請求明細書兼ご利用明細書

作成日 2023年 4月 16日

601-1123

京都府 京都市左京区 静市市原町 1291-24

櫻井 素店 様

(TOOL) 258252

会員登録成歴の概要	
会員登録分(毎月25日残高)	POINT
ご利用可能なVAON POINT 残り回数(残額分含む)	POINT
内23年08月 来日有効期限分	POINT
内24年08月 来日有効期限分	POINT
有効なと認められたポイント	ポイント
内23年08月 来日有効期限分	ポイント
内24年08月 来日有効期限分	ポイント
・内的、対象商品購入分について	VAON POINT 選択いたしました。

ご請求カード イオンゴールド

会員登録会員

新規登録

199,952 円

2023年 5月 2日(火)

ご指定に際へのご準備は5月1日(月)までにお願いいたします。
個人情報保護のためご確認は弊社へ直接お問い合わせください。

お問い合わせ番号: 0120-223-212

0570-064-750

0570-07-1090

暮らしのマネーサイト



QRコード

ご請求明細書兼ご利用明細書

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

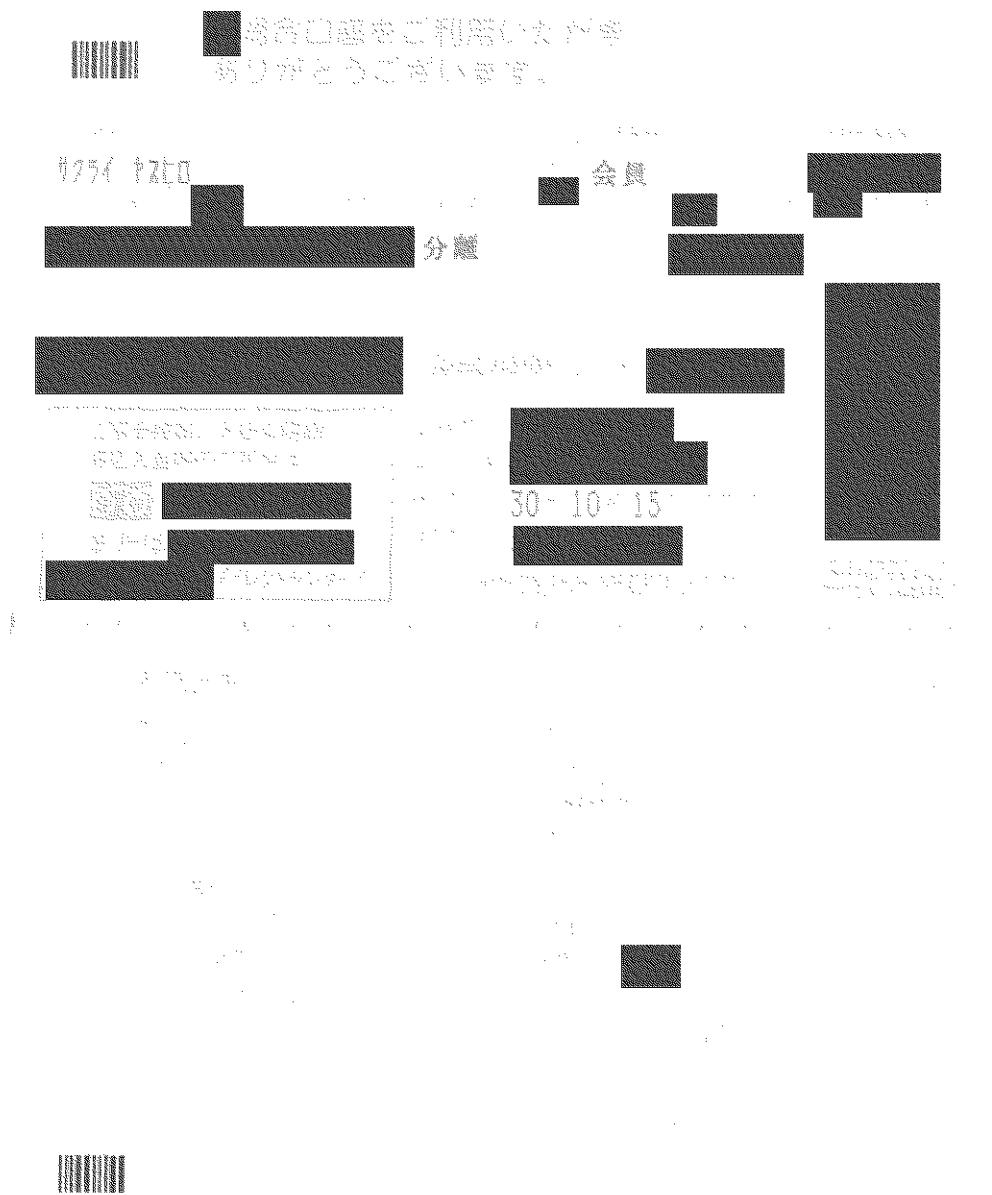
卷之三

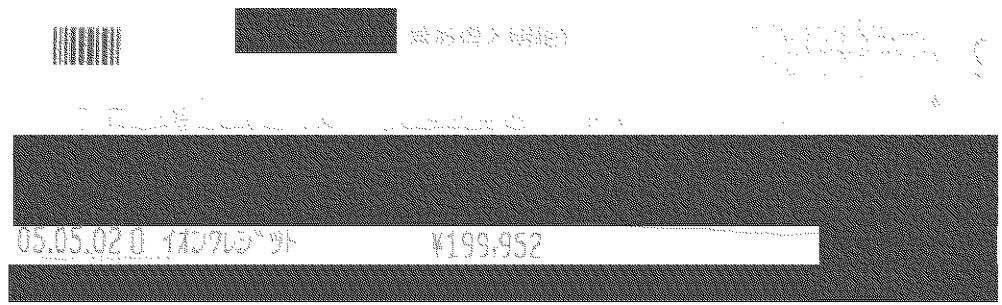
129 406

This image shows a blank ledger page with a grid of 12 columns. The grid consists of 12 vertical lines and 11 horizontal lines, creating 12 columns of varying widths. The top row contains two columns of text: the first column is "支票工利潤金額合計" and the second column is "190962". The rest of the page is empty.

(T00L) 258252

卷之三



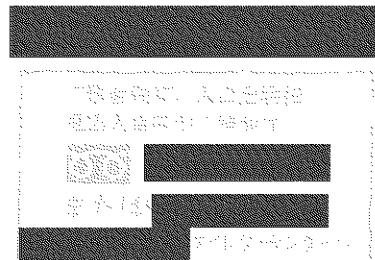


■ 諸君の御手ご利願ひただき
ありがとうございます。おまけに

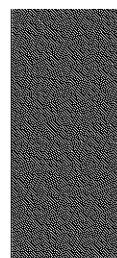
1974.3.25.0

会員

分類



会員登録用紙
05-03-01

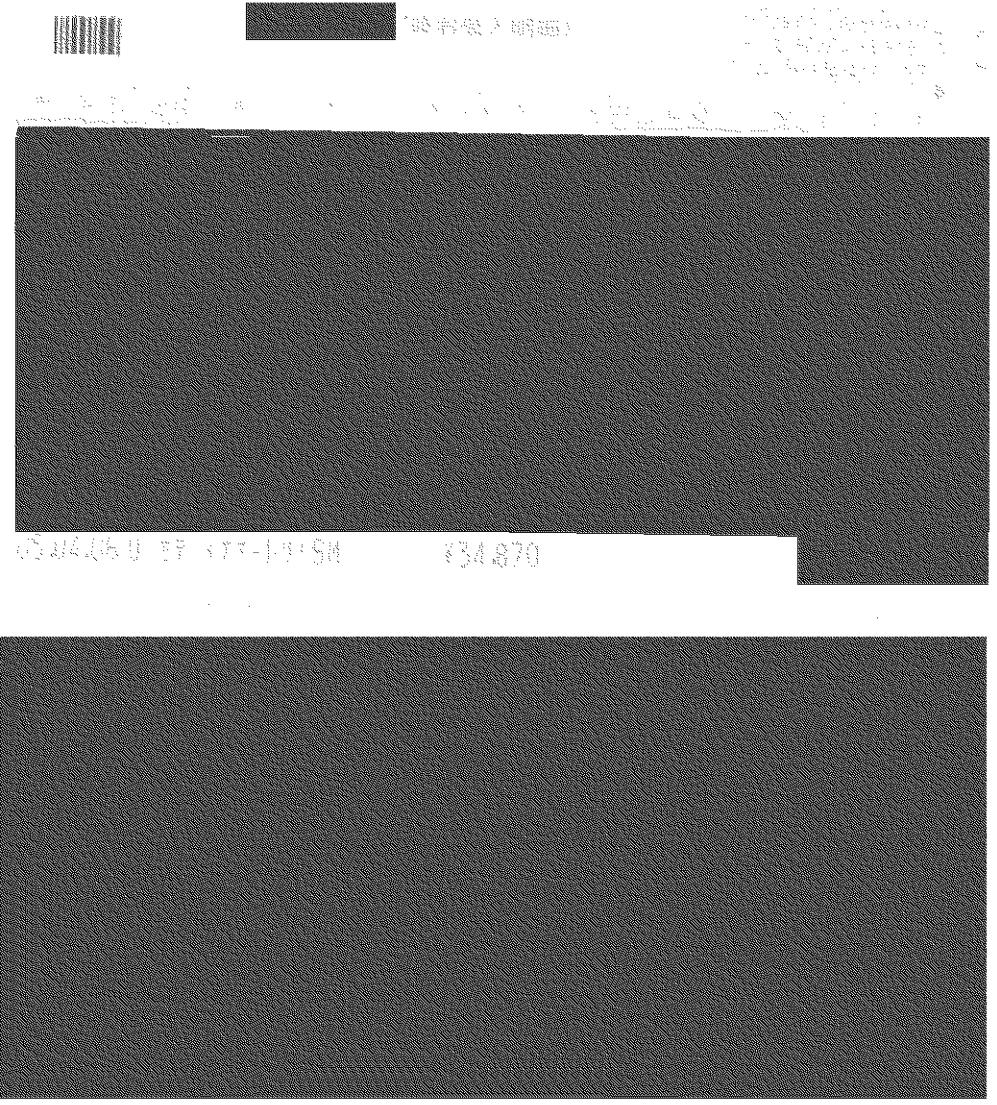


■ 諸君の御手ご利願ひただき
ありがとうございます。おまけに

会員登録用紙
05-03-01

会員登録用紙
05-03-01





2025 RELEASE UNDER E.O. 14176